

※一部、検討中の事項を含んでいます。

**第2回地域医療構想等検討会議
資料**

骨太の方針と病床の取扱いについて

神奈川県健康医療局保健医療部医療企画課

目次

本資料では、骨太の方針に盛り込まれた病床に関する事項について、県で把握している内容をお示しするとともに、病床の取扱いに関する県の考え方をお示しするものです。

1. 骨太の方針に盛り込まれた内容について
2. 令和7年度病床整備事前協議について
3. 今後のスケジュール（想定）について

1. 骨太の方針に盛り込まれた内容について

1. 骨太の方針に盛り込まれた内容について

- 「**経済財政運営と改革の基本方針2025**」（いわゆる骨太の方針、以下同じ）については、令和7年6月13日に閣議決定されたが、**病床に関する記載（下線部）が盛り込まれた。**

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

（1）全世代型社会保障の構築

「持続可能な社会保障制度のための改革を実行し、現役世代の保険料負担を含む国民負担の軽減を実現するため、…（略）…、**新たな地域医療構想に向けた病床削減**、…（以下略）」

1. 骨太の方針に盛り込まれた内容について

- この部分について、次の注釈が付された。

「**人口減少等により不要となると推定される一般病床・療養病床・精神病床といった病床**について、**地域の実情を踏まえた調査を行った上で**、2年後の新たな地域医療構想に向けて、**不可逆的な措置を講じつつ、調査を踏まえて次の地域医療構想までに削減を図る。**」

- これらの内容は、6月に自民党、公明党、日本維新の会の3党で合意した内容を反映したもの。
- 厚労省からは、「**地域の実情を踏まえた調査**」を行うことを想定しており、**今後調査を行う際は、各都道府県に説明した上で進めたい**との連絡があった（現時点ではなし）。

1. 骨太の方針に盛り込まれた内容について

○ 県としての受け止め

- ・ 現時点、この病床削減がどのような形で実行されるのか不明である。
- ・ 県内では都市部を中心に今後も患者の大幅な増加が見込まれる地域があり、**病床の削減が行き過ぎると、必要な機能の不足や、新興感染症などの有事に、患者が入院できないといった事態も懸念**される。
- ・ 国が今後実施予定の「**地域の実情を踏まえた調査**」に協力する中で、**関係者等の声を丁寧に伺いながら、国に伝えていく。**

※ 2つ目、3つ目の・については、**県議会（6月）において知事が答弁**

【参考】自民党、公明党、日本維新の会の3党合意について

- 持続可能な社会保障制度のための改革を実行し、現役世代の保険料負担を含む国民負担の軽減を実現することを目的として、合意文書を交わした。
- 病床に関する内容はおおむね次のとおりである。
 - ・ **人口減少等により不要となると推定される、約11万床の一般病床・療養病床・精神病床といった病床について、地域の実情を踏まえた調査を行った上で、2年後の新たな地域医療構想に向けて、不可逆的な措置を講じつつ、調査を踏まえて次の地域医療構想までに削減を図る。**
 - ・ 当該削減が実現した際には、「一定の合理性のある試算」に基づけば、**約1兆円の医療費削減効果と試算**されるなど、一定の入院医療費の削減効果が期待できる。

2. 令和7年度病床整備事前協議について

【参考】令和7年4月1日時点の既存病床数について①

＜療養病床及び一般病床＞

二次保健医療圏	基準病床数	既存病床数	差引	整備目標 病床数	差引	介護医療院 への転換分	差引	必要病床数	【参考】 必要病床数と 既存病床数の 比較
	A	B	B'(B-A)	C	C'(B-C)	D	$\frac{B'+D}{C'+D}$		
横浜	25,209	23,217	△1,992	24,510	△1,293	183	△1,110	30,155	既存<必要
川崎北部	4,279	4,130	△149	設定なし		0	△149	5,103	既存<必要
川崎南部	3,658	4,590	932			0	932	5,324	既存<必要
相模原	6,389	5,910	△479			388	△91	7,236	既存<必要
横須賀・三浦	5,238	5,020	△218			0	△218	6,130	既存<必要
湘南東部	4,726	4,435	△291			4,550	△115	116	1
湘南西部	4,360	4,495	135	設定なし		52	187	5,501	既存<必要
県央	5,229	5,324	95			44	139	5,703	既存<必要
県西	2,678	2,914	236			228	464	2,681	既存>必要
合計	61,766	60,035	△1,731			1,011		72,410	

※ 既存病床数には、昨年度までの事前協議承認分、医療法第7条第3項の許可を要しない診療所として決定された分を含んでいます。

【参考】令和7年4月1日時点の既存病床数について②

<精神病床>

区 域	基準病床数	既存病床数	差 引
	A	B	B - A
全 県	12,080	13,095	1,015

<感染症病床>

区 域	基準病床数	既存病床数	差 引
	A	B	B - A
全 県	62	74	12

<結核病床>

区 域	基準病床数	既存病床数	差 引
	A	B	B - A
全 県	124	146	22

2. 令和7年度病床整備事前協議について

- 病床整備事前協議については、地域の意見を確認した上で、知事が実施の可否の最終決定を行うこととなるが、現時点の県の考え方は次のとおりである。
 - 医療機関の経営状態が厳しい状況にある中、経営支援を目的に**病床削減した医療機関に対して、給付金を支給する「病床数適正化支援事業」**が実施され、また、「**経済財政運営と改革の基本方針2025**」（いわゆる骨太の方針）に、「**新たな地域医療構想に向けた病床削減**」が盛り込まれた。
 - こうした病床を取り巻く環境の変化や、**令和8年度に新たな地域医療構想を策定予定**であることを踏まえると、**例えば、今年度、2か年で公募するとした川崎北部・相模原以外の地域では、病床整備事前協議を実施しないことを含めて議論することも必要ではないか。**
 - なお、事前協議を実施しないという決定を行った場合でも、医療機関間の役割分担等を踏まえ、病床機能の転換支援を行っていく。

2. 令和7年度病床整備事前協議について

- 近隣都県では、東京都が令和6・7年度に病床配分を休止するとしている。一方、埼玉県・千葉県は令和6年度に病床配分を実施している。
- 事前協議の実施の可否を議論するに当たっては、本日はお示しできないが、令和7年度第1回保健医療計画推進会議（7/22開催）やその後の地域医療構想調整会議では、医療状況を示すデータ（例えば、病床稼働率、平均在院日数、非稼働病床の推移など）も提示しつつ、議論できるようにしたい。

令和7年度における病床配分の取扱いについて

資料 8

現状

- 基準病床数を既存病床数が下回る二次保健医療圏について、毎年度、均等配分により病床配分を実施
- 新型コロナの影響により、病院の病床利用率が低水準で推移しているほか、休止病床等が一定数存在していることから、令和6年度は病床配分を休止

令和7年度における病床配分の取扱いについても引き続き、次の要素を踏まえることが必要

病床利用率

- 都内の病院の病床利用率は、新型コロナ感染拡大が始まった令和2年から、顕著に低下
新型コロナ5類移行後、病床利用率はやや回復がみられるものの、新型コロナ前に比べ、
低水準で推移

【一般病床利用率 令和元年：76.2% 令和5年：67.7% 令和6年11月：66.7%】

非稼働病床

- 休止している病床が一定数あることに加え、過去に配分した病床のうち、整備されていない病床が一定数存在

令和7年度の方針

引き続き、令和7年度の病床配分は休止

2. 令和7年度病床整備事前協議について

令和7年度第1回保健医療計画推進会議
(7/22)で提案予定の内容

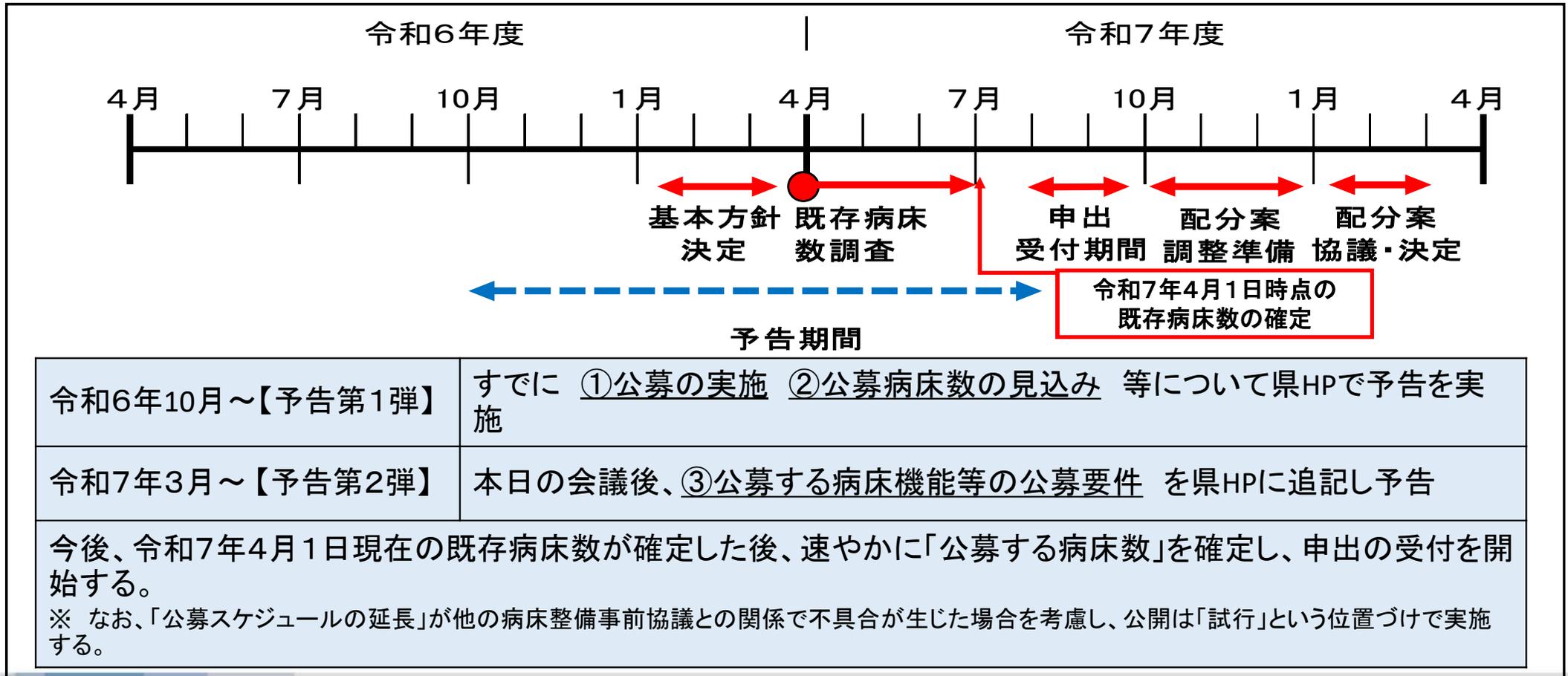
- **昨年度、2か年で公募するとした地域（川崎北部、相模原）**については、**医療機関等に対して周知を行っている状況も踏まえ、実施する。**
 - **協議の実施の可否を検討する必要がある地域（横浜、横須賀・三浦、湘南東部）**については、**実施の可否について、地域の意向を確認**することとする。
- ※ 医療法第7条第3項の許可を要しない診療所（注）については、申請を受け付け、案件ごとに審査することとする。

（注）一定の要件等に該当し、地域における医療需要等を踏まえ必要とされる「地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所」や「良質かつ適切な産科医療を提供される分娩を取り扱う診療所」が対象

【参考】昨年度の議論（川崎北部・相模原）

令和7年3月3日開催
第3回県保健医療計画推進会議資料を一部抜粋

- 可能な限り公募期間等を確保する方法として、次のスケジュールの通り2か年をかけて事前協議を実施（川崎北部・相模原地域）



2. 令和7年度病床整備事前協議について

令和7年度第1回保健医療計画推進会議
(7/22)で提案予定の内容

- **病床数適正化支援事業に伴い削減された病床の取扱いについて**
今後の病床整備事前協議においては、**本事業により削減した病床数について、新たな配分を行わないことを基本としつつ、地域の意向を確認する。**
- **介護医療院への転換病床数について**
 - ・ 第7次計画期間中の**経過措置が解除**され、令和6年4月以降は、**介護医療院への転換病床数（本県では1,011床分）を既存病床数にカウントしないこと**となった。
 - ・ **昨年度の病床整備事前協議を実施した地域**においては、**転換分を除いて公募病床数とした（介護医療院に転換した病床数については公募しない）**。今後もこの整理を基本としつつ、地域の意向を確認する。

3. 今後のスケジュール（想定）について

3. 今後のスケジュール（想定）について

○ 8～9月 第1回地域医療構想調整会議

対象地域：横浜、横須賀・三浦、湘南東部

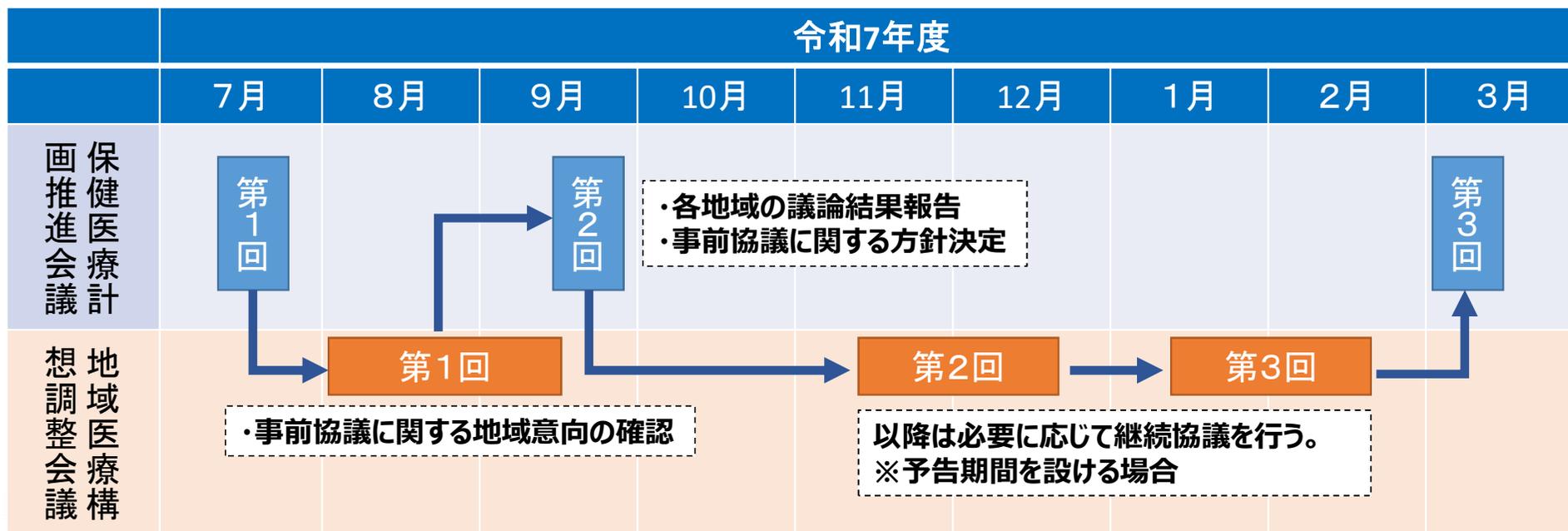
協議事項：県の基本的な考え方及び令和7年度の病床整備事前協議に関する地域意向の確認

○ 9月 第2回保健医療計画推進会議

各地域の議論結果を報告

事前協議を行う場合、対象地域(実施の可否) 及び公募条件等を決定する。

予告期間を設ける場合は、状況に応じて第2回以降の会議で継続して協議を行っていく。



【参考】病床数適正化支援事業

	一次内示（4月11日）	二次内示（6月27日）
国が示した算定方法	<ul style="list-style-type: none"> ①一般会計の繰入等がない医療機関 ②令和4年度から3年連続経常赤字の医療機関 ③令和5年度から2年連続経常赤字かつ令和6年度に病床削減済みの医療機関 ④給付額（4,104千円×給付対象とする病床数）の上限は、赤字額の平均の半分を目安 ⑤1医療機関あたりの給付上限は50床 	<ul style="list-style-type: none"> ①令和5年度から2年連続経常赤字の医療機関（第1次内示において予算配分の対象となった医療機関を除く。） ②給付額（4,104千円×給付対象とする病床数）の上限は、赤字額の平均の半分を目安 ③1医療機関あたりの給付上限は10床
本県の内示額	<p>約16億円（411床分）</p> <p>※本県の内示額は、活用意向調査に基づき、①②に該当する医療機関の削減予定病床数（上限50床計算）分</p>	<p>約5億5千万円（134床分）</p> <p>※精査中</p>
留意事項	①により、 公立病院は対象外	公立病院は対象

【参考】病床数適正化支援事業

- この支援事業は、**令和6年12月17日（国予算成立日）から令和7年9月30日までに病床（一般・療養・精神）の削減の届出等を行った場合、1床当たり約4,104千円を支給するもの。**

【施策の概要】

- 患者減少等により経営状況の急変に直面している医療機関への支援
 (概要) **医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関を対象**とした経費相当分の給費金を支給する。
 (交付額) **病院（一般・療養・精神）・有床診：4,104千円/床**
休棟・休床中の病床を削減する場合も支給対象

【施策のスキーム図】



【参考】病床数適正化支援事業

対象となる要件（以下のいずれも満たす医療機関）	注意点
①神奈川県内に所在する病院又は有床診療所であること	<p>本給付金を受けた医療機関は、10年間、正当な理由なく増床した場合は、給付金全額の返還が必要</p>
②令和7年2月28日付け医企第2202号神奈川県健康医療局保健医療部長通知に基づく意向調査に回答した医療機関であること	
③令和7年9月30日までに、医療法施行規則第1条の14第3項の規定に基づく届出等により、許可病床数（一般病床、療養病床及び精神病床に限る。）を削減する医療機関であること	
④令和7年9月30日時点において、廃院していない医療機関であること（10月1日以降に廃院を予定している場合は給付対象外とする。）	
⑤令和7年9月30日時点において、事業譲渡等をしていない医療機関であること（10月1日以降に事業譲渡等を予定している場合は給付対象外とする。）	

説明は以上です。